

運転免許証自主返納者公共交通機関優遇制度

申請場所: 我孫子市役所 交通政策課 (本庁舎横 東別館2階)

※交通政策課窓口のみとなり、行政サービスセンター等の窓口では申請できません。

※ご家族・ご友人等による代理人での申請も可能です(代理人申請の場合は、別途、代理人の本人確認書類が必要。詳しくはお問い合わせください)。

対象者: 70歳以上の我孫子市民であり、「運転経歴証明書」を所持している方

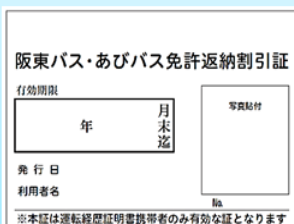
※運転経歴証明書の取得日による制限は撤廃しました(H28.3.31以前に運転経歴証明書を取得した方も申請可能です)。

優遇内容・申請に必要な物

優遇内容	【バス割引証】 4年間・半額利用可能 な割引証を発行 利用可能なバス・・・阪東バス、あびバス、アイバス 【市内タクシー利用券】 4,000円分 (200円×20枚)
申請時に必要な物	① 運転経歴証明書 ② 申請用写真(写真サイズは3cm×2.4cm程度、無帽、正面、上三分身、無背景、容姿が変わらないもの)

発行カードイメージ

【阪東バス・あびバス割引証】



- ・現金利用のみ (ICカード・回数券で利用不可)。
- ・10円未満の端数は10円単位に四捨五入。

【市内タクシー利用券】



- ・他のタクシー利用券(障害者福祉タクシー券等)や割引制度との併用不可。
- ・その他利用方法は各タクシー運転士に従うこと。

【注意事項】

- ① 優遇制度申請はお一人様4年間限りです(更新はできません)。
- ② 優遇制度は、ご本人のみ利用可能です。
- ③ 優遇制度利用時は、必ず運転経歴証明書を携帯し、乗務員の求めに応じ提示してください。
- ④ 優遇制度を不正利用した場合は、交付を取消し、増運賃を請求します。
- ⑤ 障害者割引等、他の割引との併用は出来ません。

問合せ先: 我孫子市役所 交通政策課 04-7185-1111

運転経歴証明書について

運転経歴証明書とは、運転免許証を自主的に返納された方が取得できる証明書です。運転免許証と同じサイズで、氏名、生年月日、住所等が記載されています。顔写真が入っており、身分証明書として使用することができます（運転免許証と違い更新がありませんので生涯使うことができます）。

運転免許証の返納受付場所

①運転免許センター(千葉又は流山)

平日、日曜:9:00~16:00

※即日発行可能

②千葉県内全ての警察署

平日:9:00~16:00

※申請後、発行まで1ヶ月程度必要



運転経歴証明書の申請に必要なもの

1. 申請日に免許証を返納される方

- ①運転免許証 ②申請用写真(3cm×2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景、申請日前6カ月以内に撮影したもの) ③住所変更がある方は、住所を確認するための書類(健康保険証、住民票、在留カード等) ④交付手数料 1,100円

2. すでに免許証を返納されている方(返納後、5年以内ならば発行可能)

- ①申請用写真(3cm×2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景、申請日前6カ月以内に撮影したもの) ②氏名、生年月日、住所を確認するための書類(マイナンバーカード、健康保険証、住民票等) ③申請による運転免許の取消通知書(免許返納時にお渡ししている書類、お持ちでない方は結構です) ④交付手数料 1,100円

※運転免許センターで返納される場合、申請用写真は不要です。

(優遇制度を市役所で申請する際は、申請用写真が必要となります(裏面参照))

※免許証の更新を受けずに失効した方(自主返納をしていない方)については失効日より運転経歴証明書を申請できる場合がありますので、詳しくは、運転免許センター又は警察署にお問合せください。

市役所の免許証自主返納者の優遇制度は、警察等が発行する「運転経歴証明書」が無いと交付対象となりません。

【運転経歴証明書の取得について】

流山運転免許センター:04-7147-2000

我孫子警察署 :04-7182-0110